

銚子市地域おこし協力隊(民間企業等受入型) Q&A

本Q&Aは、「銚子市地域おこし協力隊(民間企業等受入型) 受入事業者 募集要項」の取扱を補足するためのものです。内容は随時更新します。

Q1 隊員の受入れについて

- 1-1 地域おこし協力隊とは。
- 1-2 地域協力活動とは。
- 1-3 地域おこし協力隊を民間企業等が受入れるメリット・注意点は。
- 1-4 隊員を受入れる条件は。
- 1-5 隊員の要件はあるか。
- 1-6 一事業者あたり、隊員を何人受入れることができるのか。
- 1-7 既に1人の隊員を受入れている状態で、追加で1人の隊員の受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。
- 1-8 隊員の待遇はどのようなものか。
- 1-9 隊員の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。
- 1-10 市の審査を通過する前に隊員候補者を探してよいか。
- 1-11 隊員との契約を任期途中で解除することは可能か。
- 1-12 この事業はいつまで続くのか。
- 1-13 募集する隊員に応募条件(年代、スキルなど)をつけてもよいか。

Q2 対象経費について

- 2-1 どのような経費が対象になるのか。
- 2-2 活動費として残業代は対象か。
- 2-3 活動費で購入したものは誰の所有物か。
- 2-4 自社での研修費は活動費の対象になるのか。
- 2-5 隊員が関わる受入事業者の営業経費は対象になるのか。
- 2-6 活動費の対象範囲を教えてください。
- 2-7 隊員が生活するための住居は。
- 2-8 活動に必要な車両は。
- 2-9 委託料の請求はどのように行えばよいか。
- 2-10 社会保険料や労働保険料などは対象か。

Q3 隊員の活動について

- 3-1 受入事業者での就業以外の地域協力活動は、どのように考えればよいか。

- 3-2 隊員が活動中にけがをした場合、どのように対応すればよいか。

- 3-3 相談事がある場合、どこに話せばよいか。

- 3-4 隊員の希望により雇用される受入事業者を変更することは可能か。

- 3-5 実績報告をするうえでの注意点は。

- 3-6 既存事業の運営をするための補充人材とならないために、どのような注意事項がありますか。

- 3-7 先進事例を参考にしたいのですが、どのように情報収集すればいいですか。

1 隊員の受入れについて

1-1 地域おこし協力隊とは。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などに悩む地方自治体が都市住民を受入れ委嘱します。農林漁業の応援、住民の生活支援などの『地域協力活動』に従事してもらい、あわせてその地域への定住・定着を図りながら、地域の維持・強化を目指す国（総務省）の取組です。隊員の任期は概ね1年以上、3年以下です。

1-2 地域協力活動とは。

地域協力活動とは、総務省制定の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき、地域力の維持・強化に資する活動を意味します。

銚子市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）では、隊員は受入事業者に就業し地域協力活動を行います。受入事業者は「銚子市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）」仕様書の中、2 委託業務の対象事業 を参照のうえ、既存事業ではなく地域協力活動に係る事業を提案してください。

ご提案いただく事業は、事業者の利益を目指したのではなく、地域の活性化、地域の利益に資する事業を提案してください。

1-3 地域おこし協力隊を民間企業等が受入れるメリット・注意点は。

【メリット】

- ・隊員と連携して、新たな取組や、挑戦を行動に移すきっかけとなります。
- ・隊員からヨソモノの視点やアイデアなどを受けることで、視野が広がり、新たな事業展開につながるきっかけとなります。

【注意点】

- ・公金を支出するため、支出の根拠資料などを適切に保存、管理していただく必要があります。
- ・隊員との雇用契約や健康保険等への加入は受入事業者で行っていただきます。

1-4 隊員を受入れる条件は。

次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 市内に事務所・事業所等を置く法人(株式会社・合同会社・NPO法人・一般社団法人など)及び市内に住所を置く個人事業主であること。
- ② 隊員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用すること。
- ③ 隊員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、市内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は役所からの問い合わせに迅速に対応すること。

※その他諸条件あり

1-5 隊員の要件はあるか。

総務省制定の地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号)に基づくものとします。

主な要件は次のとおりです。

・3大都市圏をはじめとする都市地域等から、銚子市へ住民票を異動すること。

※銚子市内で異動した者及び委嘱前に銚子市へ住民票を異動した者は対象外。

※その他詳細は同要綱をご確認ください。

1-6 一事業者あたり、隊員を何人受入れることができるのか。

1人まで受入れることが可能です。1人あたり最大3年間の委嘱が可能です。別事業として隊員を受入れる場合は、通算して2名まで受入れることが可能です。

隊員を受入れるを申請した事業者の子会社または親会社は同一事業者(関連会社)とみなし、親会社と子会社は合計で2人まで隊員を受入れることが可能です。

1-7 既に1人の隊員を受入れている状態で、追加で1人の隊員を受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。

必要です。追加の1人が担う事業内容等を記載し、「銚子市地域おこし協力隊受入申込書(様式第1号)」及び「活動支援事業等提案書(様式第3号)」を作成し、提出してください。1人目の受入れ時と同様に審査します。

1-8 隊員の待遇はどのようなものか。

隊員は受入事業者と雇用契約を結び、銚子市に住民票を異動したうえで、受入事業者の事業活動に従事します。雇用契約(隊員⇔受入事業者)や委託契約(受入事業者⇔市)の内容については、事前に十分ご確認ください(隊員は市の職員ではありません)。

隊員の事業活動への従事は雇用契約及び労働基準法並びに委託契約に沿うものとし、隊員が地域イベント等のボランティア活動への参加、副業、休暇の取得等をする場合には受入事業者の許可を得てください。

受入事業者は事業活動において隊員と十分な協議ができる環境づくりを心掛けてください。

1-9 隊員の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。

そのまま受入事業者で雇用される他、隊員ご自身で起業する等が考えられます。

1-10 市の審査を通過する前に隊員候補者を探してよいか。

認められません。

1-11 隊員との契約を任期途中で解除することは可能か。

もしそのような事態が発生する可能性が発覚した場合は、至急、銚子市秘書広報課公民連携事業室にご連絡ください。

1-12 この事業はいつまで続くのか。

継続的に実施する予定ではありますが、国の施策とも関係してくるため、現時点で具体的な目途(終期)はお答えできません。

1-13 募集する隊員に応募条件(年齢や性別など)をつけてもよいか。

原則できません。

ただし、次のような手順で関係者と十分協議を行うことは有効と考えます。

ステップ1 受入事業者として地域に貢献するためにどのような課題があるのかを整理する。

ステップ2 解決すべき課題に対して、隊員とどのような連携を図りたいのか具体的にイメージする。

ステップ3 隊員を受入れる必要性や妥当性を関係者が共有し、サポート体制(活動内容・場所、雇用形態、生活環境など)や役割分担を明確にする。

2 対象経費について

2-1 どのような経費が対象になるのか。

【報償費】 ※上限280万円/年

受入事業者が負担する基本給、期末手当、各種勤務手当

【上記以外の活動に要する経費(活動費)】 ※上限200万円/年

家賃補助、車両費、隊員の活動に有効な研修費及び備品・消耗品費などを対象とします。いずれも、直接、隊員の活動の用に供されるものに限ります。

詳しくは銚子市秘書広報課公民連携事業室におたずねください。

2-2 活動費として残業代は対象か。

対象とはなりません。

2-3 活動費で購入したものは誰の所有物か。

原則として隊員個人及び受入事業者に帰属する備品の購入費は対象とはなりません。ただし、事業実施にあたりレンタル(リース)ではなく、購入のほうが経済的、効率的な場合は購入できます。

2-4 自社での研修費は活動費の対象になるのか。

対象とはなりません。社外の研修で、隊員の活動(申請時の内容)のスキルアップにつながるものが対象となります。

2-5 隊員が関わる受入事業者の営業経費は対象になるのか。

対象とはなりません。営業経費は受入事業者が負担し事業活動を行ってください。

2-6 活動費の対象範囲を教えてください。

「銚子市地域おこし協力隊(民間企業等受入型)」仕様書の中、6 隊員の活動に関する対象経費をご参照ください。

活動費は隊員の地域協力活動のための必要経費として支出するものであり、受入事業者の既存事業に対し支出することはできません。

活動費としての支出に疑義がある場合は、必ず事前に銚子市秘書広報課公民連携事業室までご相談ください。

2-7 隊員が生活するための住居は。

隊員自身で住居を確保(契約)することが基本となりますが、社宅や提携している住宅などがあれば隊員にご紹介してください。

住宅費は、活動費の対象となります。隊員を募集するにあたって受入事業者で住宅費を助成することは大きなメリットになりますのでご検討ください。

2-8 活動に必要な車両は。

【車両(受入事業者の車両を使用する場合)】

受入事業者で基準額がある場合はそちらを適用してください。基準がない場合は下記の【車両(自家用車の場合)】または【車両(自動車リースの場合)】を参照してください。

【車両(自家用車の場合)】

「銚子市職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱」に準じて支給(燃料費込みで走行距離1kmにつき30円)

【車両(自動車リースの場合)】

車両は月額40,000円を上限とする。燃料費は、10km/ℓとし、市の単価契約に準じて支給してください。

※自動車の運転にあたっては、保険の加入条件を十分ご確認ください。また、移動時の始点・終点・走行距離を書いた様式(任意)を別途作成して経費の記録としてください。

2-9 委託料の請求はどのように行えばよいか。

【事前の準備】

- ① 独立した口座を開設してください。
- ② 専用の帳簿(任意様式)を設け、費用区分に従い整理してください。

【委託料の請求】

- ① 宛名を「銚子市長 越川 信一」とした請求書を市に提出してください。
- ② 請求者は代表者名となりますが、内容について隊員に確認を行ってください(欄外などに隊員の押印または署名をお願いします)。
- ③ 請求額のわかる根拠資料(写しで可)を添付してください。

【その他】

- ① 請求にあたっては、地域おこし協力隊活動月報(別記様式第4号)を提出している必要があります。
- ② 請求は毎月でも、数か月分をまとめてでも構いません。

2-10 社会保険料や労働保険料などは対象か。

受入事業者が負担する社会保険料や労働保険料などは対象経費に含まれません。また、隊員の個人負担分も対象経費に含まれません。

3 隊員の活動について

3-1 受入事業者での就業以外の地域協力活動は、どのように考えればよいか。

隊員の活動として、就業以外に、毎月市へ活動の報告を行っていただきます。また、市、その他の団体が主催する隊員対象の研修事業へ参加していただく場合があります。

隊員が就業以外にも地域協力活動を行う場合や、就業に影響する副業については、受入事業者と十分相談のうえ実施してください。

なお、地域協力活動の内容によっては市から必要経費(活動費)をお支払いできない可能性もありますので十分な精査をお願いします。

疑義がある場合は、銚子市秘書広報課公民連携事業室にご相談ください。

3-2 隊員が活動中にけがをした場合、どのように対応すればよいか。

受入事業者による労災保険を活用してください。

3-3 相談事がある場合、どこに話せばよいか。

隊員、受入事業者ともに、銚子市秘書広報課公民連携事業室にお気軽にご相談ください。

3-4 隊員の希望により雇用される受入事業者を変更することは可能か。

変更することはできません。隊員を退任し、本制度を活用せずに事業主と新たに雇用契約等を締結してください。

3-5 実績報告をするうえでの注意点は。

これまで受入事業者では行ってこなかった新たな取組や挑戦に対して、隊員がどのような係わり方や活動をしたのかできるだけ具体的に記入してください。

内容に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

3-6 既存事業の運営をするための補充人材とならないために、どのような注意事項がありますか。

これまでも実施しており、日常的に行うことが必要な業務(以下「日常業務」という。)について、隊員がその業務を経常的に実施することがないように注意してください。

新たな取組を実施するうえで最低限必要な知識や手順を学ぶための一時的な日常業務や臨時的に実施する日常業務はこの限りではありませんが、受入事業者の新たな取組や挑戦を実践的・主体的に行う人材として隊員を受入れてください。

3-7 先進事例を参考にしたいのですが、どのように情報収集すればいいですか。

先進事例の活動はインターネット(総務省、民間の移住情報サイトなど)で検索することができます。

銚子市秘書広報課公民連携事業室でもご相談をいただければ類似案件をお調べします。